

同意書

令和 年 月 日

森町長 様

保護者 住 所

氏 名

㊞

(自署の場合は押印不要)

利用児童 氏 名

学 年 新 年生

私は、森町放課後児童クラブの利用申込みにあたり、以下の事項について確認の上、同意します。

1 申込について

- ☐ 入所審査・利用調整の結果、希望児童クラブでの受入れが可能となるまで待機していただくことがあること。
- ☐ 申込書等の記載内容に事実との相違や虚偽が認められた場合には、利用決定を取り消すことがあること。
- ☐ 申込書記載内容に変更が生じた場合は森町健康こども課まで速やかに申し出を行い、必要な手続きを行うこと。
- ☐ 放課後児童クラブの運営について募集案内、利用のしおり等に記載されている内容を承諾し、協力すること。

2 放課後児童クラブでの生活について

- ☐ 放課後児童クラブにおける集団生活の決まりを守れない場合や、職員の繰り返しの指導・注意に従わない場合、ほかの児童への暴力行為・迷惑行為など、ルールを逸脱した行為があった場合等は利用決定を取り消し、退所となる場合があること。
- ☐ 児童間、あるいは保護者間でトラブルが生じた場合は、職員を中立の立場とし、当事者間で円満に解決を図るよう努めること。
- ☐ 故意に施設や備品等を破損した場合は、保護者が費用等を負担すること。

3 個人情報の取り扱いについて

- ☐ 森町が放課後児童クラブの運営にあたり、利用管理のため住民基本台帳等により世帯の状況等を確認及び使用すること。
- ☐ 放課後児童クラブにおける支援の継続性を確保するため、児童の卒園（見込）保育所や幼稚園等から、児童の在園時の情報を得ること。
- ☐ 児童の健全育成に必要な情報について、町が学校などの関係機関、放課後児童クラブの職員と相互に提供・確認すること。

4 利用料について

- ☐ 放課後児童クラブの利用料等の納入は町の指定する方法、期日により行うこと。
- ☐ 放課後児童クラブの利用料等の滞納が続く場合、利用決定を取り消し、退所となる場合があること。
- ☐ 放課後児童クラブの利用料等に未納が生じた場合、町が地方自治法施行令や民法などの関係法令に基づき行う債権保全措置（裁判所による支払督促、訴訟、強制執行等）に関する調査を行うこと。
- ☐ 放課後児童クラブの利用料等を滞納したまま退所、または利用決定の取り消しとなった場合、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、町長より給付を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付）の額から未納分への支払いに充てること。